

個人情報漏洩時対応のガイドライン
緊急時対策基準（個人データ事故発生時）

1. 対象となる事案

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
- ④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える場合（又はそのおそれ）

2. 事故発生時の対応手順

上記のような事態（事故）が発生した場合は、以下のような観点を踏まえ必要な措置を講じる。

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
- (3) 影響範囲の特定
上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。
- (4) 再発防止策の検討及び実施
上記（2）の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
- (5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン 3－5－3（個人情報保護委員会への報告）、3－5－4（本人への通知）を参照する。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

3. 関係機関への報告

(1) 個人情報保護委員会

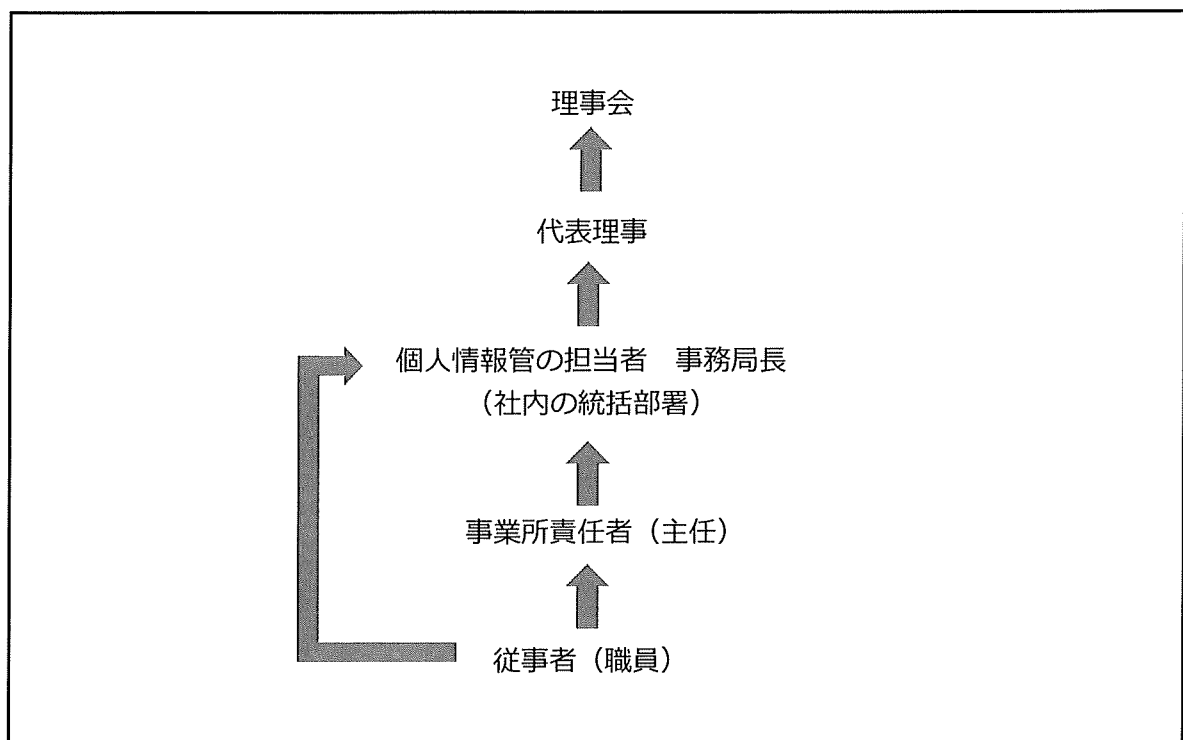
報告用リンク : <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

報告用FAX : 03-3507-4560

問合せ用TEL : 03-6457-9685

(2) 業務受託先（オーナー担当部署）

4. 報告体制



5. 報告体制及び報告先の見直し

報告体制及び報告先は、必要に応じ見直しを行うこととする。

制定： 2023年4月1日

報告の期限

まずは **速報 (新規)**
発覚日から、**3～5日以内**

発覚したら、まずは速やかに報告してください。



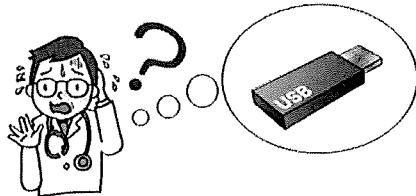
次に **確報 (続報)**
発覚日から、**30日以内**

不正な目的で行われたおそれがある場合は、発覚日から、60日以内

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）※民間事業者等
要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等（又はそのおそれ）※行政機関等

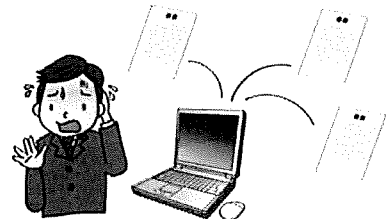
以下のものが「要配慮個人情報」に当たります。[要配慮個人情報の詳細はこちら](#)

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他政令で定めるもの（身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと）



【例1.】

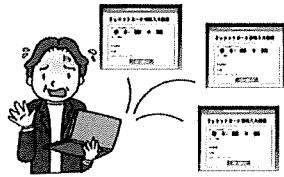
病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合



【例2.】

従業員の健康診断等の結果を含む個人データが、漏えいした場合

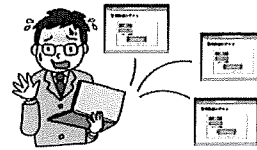
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等（又はそのおそれ） ※民間事業者等
不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等（又はそのおそれ） ※行政機関等



【例1.】

ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

※クレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せの漏えいであれば、直ちに報告対象事態には該当しない。

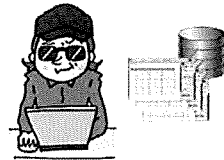


【例2.】

送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等（又はそのおそれ） ※民間事業者等
不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等（又はそのおそれ） ※行政機関等

※「不正の目的をもって」の主体は、従業員だけではなく、盗難等第三者も含まれます。



【例1.】

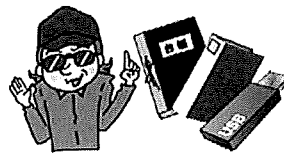
不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

- 個人データを格納しているサーバー等において、外部からの不正アクセスによりデータが窃取された場合
- マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、IPアドレス等への通信が確認された場合
- 不正検知を行う専門家等の第三者から漏えいのおそれについて連絡を受けた場合



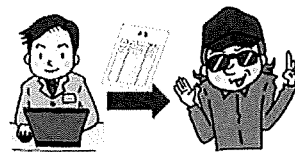
【例2.】

ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合



【例3.】

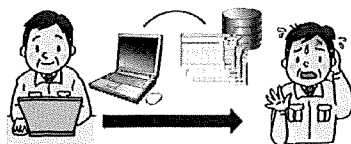
個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合



【例4.】

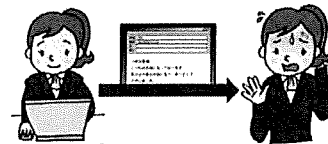
従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等（又はそのおそれ） ※民間事業者等
保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等（又はそのおそれ） ※行政機関等



【例1.】

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合



【例2.】

自社の会員（1,000人超）にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合